

(生徒部に関する校内規定)

生徒部に関する校内規定は、次のとおりとする。

1 生徒校内規則（平成2年3月改訂）

一 登校・下校

(1)始業時間は8時25分である。始業10分前までに登校するように努めること。なお、特に認められた場合の除き7時30分以前の登校は認めない。

(2)授業終了後は清掃・各種委員会など各自の責任を果たし、速やかに下校する。なお、部・同好会の活動に参加したり、図書館や自習室で学習する場合は5時までとする。

部活動その他やむを得ぬ事情により、上記の時刻以降に居残るときは所定の用紙に居残者の名前を明記し、顧問の先生の許しを得てから生徒部に届け、その先生の指導のもとに活動すること。

(3)日曜日・休日の登校は認めない。ただし、やむを得ぬ事情で登校するときは先生が監督指導される場合に限って許可される。この際は顧問の先生の許可を得てから生徒部より「行事届」の用紙を受け取り、所要事項を記入し、3日前までに生徒部に届けること。

下校の際は、使用した部屋・用具を整頓し清掃を行うこと。使用する部屋は願い出た者に限る。

二 遅刻・早退・欠席

(1)出欠は8時25分にホームルームでとり、それ以降は遅刻である。

(2)早退する時には生徒手帳にその旨を記入し、必ず学級担任または副担任、同一学年の先生の承認の印をえること。

(3)在学時間中の外出は認めない。ただし、やむを得ない理由で外出の必要のある時は、生徒手帳に書いて学級担任の承認をえること。

(4)欠席する時は、その日の8時25分以降に学校に連絡をとり、最初の登校の日にその理由・月日を生徒手帳に書いて学級担任の検印をえること。なお、欠席が1週間以上にわたる時は医師の診断書をそえ届書を提出すること。

(5)学校の認める対外試合、就職受験等のため欠課する場合は、「公欠願」を提出し、学級担任および顧問の認印をうける。この場合公欠扱いとなる。

三 服装

(1)服装は華美にわたらず、清楚端正をむねとする。

(2)登下校の際、その他学校行事に参加する場合は、特に指示された場合を除いて、常に制服を着用すること。

(3)服装規定(制服の基準)は次のとおりとする。

【冬服】

16

男子 制服は本校指定の濃紺の詰襟学生服とし、本校所定の高等学校用ボタンをつける。

上着の左襟には、本校所定の校章をつける。

上着の下には、白のワイシャツを着用する。

靴下・シャツ・セーター・コート等については、年度初めに配られる細則に従うこと。

女子 制服は本校指定の濃紺ボレロ風上着、スカートおよびリボンとする。

校章バッジを上着の左胸につける。

上着の下には、本校指定の角襟白ブラウスを着用する。

靴下・セーター・コート等については、年度初めに配られる細則に従うこと。

【夏服】

男子 制服は本校指定の濃紺スラックス、白ワイシャツ(半袖、長袖両方可)とする。

ワイシャツのポケットに校章(アイロンプリント式)をつける。

その他の点については、衣替え前までに配布される細則に従うこと。

女子 制服は本校指定の濃紺ベスト、スカートおよびリボンとする。

校章バッジをベストの左胸につける。

ブラウスは本校指定の角襟白ブラウス(半袖、長袖両方可)とする。

その他の点については、衣替え前までに配布される細則に従うこと。

(4)履物は靴とする。校内で使用する上履きおよび体育館専用靴は、本校所定のものを用いる。

(5)以上の規定以外のものを使用するときは、「異装届」を学級担任に提出し、許可を受けること。

(6)頭髪はつねに清潔にし、髪型は生徒としてふさわしいものとする。

(7)履物・頭髪については、年度初めに配られる細則に従うこと。

四 その他

(1)授業料および諸会費は毎月口座振替により自動引き落としされる。

(2)教室・職員室前・進路室前等の掲示にはつねに注意すること。

(3)所持品を失ったとき、また品物を拾ったときは、生徒部に届けること。

(4)面会人のあるときは学級担任に連絡し、許しをえてから応接すること。

(5)施設用具は丁寧に扱い、もし誤って損傷したときは直ちに担任を通して係の先生及び事務室に届け出ること。

五 生徒会活動

(1)部・委員会・ホームルームなどの役員はその任務を積極的に遂行するようにつとめ、その構成員は所属している団体の活動が円滑に行われるよう積極的に努力すること。なお、それぞれの団体が活動するときは、学級担任または顧問の先生などによく連絡し指導をうけること。

(2)他校の生徒や部などと共同して活動するとき、または他の団体に加盟するときは、必ず学級担任または顧問の先生に届け、生徒部を通して学校長の許可を得ること。

(3)研究または練習などのために先生以外の人を指導者として依頼するときは、必ず顧問の先生に届け、生徒部を通して学校長の許可を得ること。

(4)ホームルーム、部活動以外で集会をするときは、生徒部に届け出ること。

(5)イ. 校内における印刷物、掲示物は生徒部へ届け出て、次の項目について承認を受けること。

①責任者の明示 ②掲示場所、掲示期間の明示(掲示期間は原則として1週間以内) ③事実に反しないこと

④政治的活動や宗教的活動に関するものでないこと

ロ.印刷物並びに掲示物には責任者氏名を明示すること。

ハ.印刷物、掲示物について問題が起きた場合は会員の申し出によって自治委員会が審議をし、当事者はその裁定に従うこと。

2 学校当番要領（昭和45年2月改正 平成2年3月改正 平成14年1月改訂）

17

一 人員 生徒1日4～5名ずつがあたり、毎日交代する。

二 担当時間および担当内容

担当の先生の指導のもとに下記の作業を行う。

(1) 8時15分より8時25分まで

生徒部の先生とともに正門に立ち、登校する生徒に挨拶をする(挨拶運動)。

3 高校生の自転車通学届・自動二輪通学禁止について

一 自転車通学上の注意

(1)通学に自転車を使用する者は年度初めに所定の用紙をもって学校に届け出て、指定の場所に置くこと。

(2)信号等の交通規則や交通道徳を厳守すること。

(3)常に冷静で余裕のある心身の状態をととのえておくこと。

(4)登下校時、車の混雑道路をさけるようにすること。

(5)常に一定の道路を通るようにすること。

(6)定期的に自転車の点検整備を行い、故障など起こさないよう注意すること。

(7)時間に余裕をもって登校すること。

(8)「通学用自転車」を表示したステッカーを自転車最後部の位置に貼ること。

(9)駐輪時は必ず施錠すること。また、防犯上、学校に自転車を放置しないこと。

(10)自転車の防犯登録を行う。

(11)万一の場合に備え、自転車保険等に参加することが望ましい。

(12)自宅から1km以内、7km以遠の場合は、願い出は受理出来ない。

二 自動二輪車及び原動機付自転車による通学の禁止について

以下の理由により自動二輪車及び原動機付自転車による通学を禁止する。

(1)最近の交通事情の悪化にともない、特に自動二輪車及び原動機付自転車による事故が多発しており、それらによる

通学は望ましくない。

(2)自動二輪車及び原動機付自転車を利用すると、交通事故の被害者になるだけでなく、加害者にもなるので、生命の尊重の立場からも望ましくない。

(3)通学区域からみて、自動二輪車及び原動機付自転車による通学以外の方法でも容易に通学出来る。

(4)健康上の問題からも、徒歩を積極的に取り入れる習慣を身につける。

日常生活の心得

次にかかげる諸心得は、われわれの学校を自由にして規律あるものとするために定めたものである。明るく楽しい共同生活には規律の維持が大切であることをよくわきまえ、これらの心得を自主的に実践しよう。

心身の鍛錬

- 学力の充実をはかり人格形成につとめることは、高校生としての人間的、社会的使命であることをよく考え、日々の学習に励むこと。
- 読書・研究・趣味などのために余暇を善用し、個性をのびし教養を高めるようたえず努力すること。
- 身体の鍛錬と健康の保持増進につねに留意し、積極的に運動を行い明朗純真な心情を養うこと。
- 部活動に継続的に参加することは個性の確立と体力の向上に有効であるからつとめて参加すること。

校内生活

校内規則

1 登校・下校

- (1) 始業時刻は8時25分である。始業10分前までに登校するようにつとめること。なお7時45分以前には登校しない。7時30分からの活動をするときは、所定用紙に所要事項を明記し、監督の先生の許可を得てから生徒部に届け、その先生の指導のもとに活動すること。
- (2) 授業終了後、部活動その他で校内に残る必要がある場合も、17時までには下校すること。部活動その他で止む得ぬ事情により17時以後18時

まで居残りをするときは、所定用紙に所要事項を明記し、監督の先生の許可を得てから生徒部に届け、その先生の指導のもとに活動すること。

- (3) 土曜・日曜・休日は登校禁止である。

ただしやむを得ない理由で登校するときは先生が監督指導する場合に限って許可される。この際は監督の先生の許可を得てから「行事届」に所要事項を記入し、3日前までに生徒部に届けること。

下校の際は使用した部屋・用具を整頓し清掃を行うこと。使用する部屋は願い出た箇所に限る。

2 遅刻・早退・欠席

- (1) 出席は8時25分ホームルームでとり、それ以後を遅刻とする。
- (2) 早退する時には、生徒手帳にその旨を記入し、かならずホームルーム担任または同一学年の先生の承認の印を得ること。
- (3) 在校時間中は外出できない。ただしやむを得ない理由で外出の必要のある時は、生徒手帳にその理由を記入し、ホームルーム担任の承認をえること。
- (4) 欠席した時は、その日のうちに、ホームルーム担任に連絡をとり、最初の登校の日にその理由・月日を生徒手帳に書いてホームルーム担任の検印を得ること。なお、欠席が1週間以上におわたる時は必要に応じて医師の診断書を添え届書を提出すること。
欠席の連絡は以下のメールアドレスに、「クラス番号・氏名・理由・日付」を明記して保護者から送信してもらうこと。

h-senior@hakuo.ed.jp

- (5) 忌引日数は次のとおりである。
父母7日 祖父母・兄弟姉妹は各3日
曾祖父母、伯叔父母・姪甥・従兄弟姉妹は各1日、ただし、特別の事情のあるときは、忌引日数を考慮することがあるので、ホームルーム担任に申し出ること。
- (6) 学校の認める対外試合、就職、受験等のため欠課する場合は、「公欠願」を提出し、ホームルーム担任および顧問の認印をうける。この場合は公欠扱いとなる。

3 昼 休 み

- (1) 各学年決められた場所で活動すること。
(2) 事故防止のうえから次の場所の使用とスポーツのみとする。

校庭 バレーボール、サッカー

体育館 バasketボール

第二多目的ホール 卓球

(注) なお、活動時間は昼休み中とする。また、その他のスポーツについては指示に従うこと。

4 そ の 他

- (1) 生徒会費は毎月指定された期日（5月から翌年1月）までに必ず所定の金融機関に納入すること。（他の積立金といっしょに納入することになっている）
- (2) 所定の場所の掲示には常に注意すること。
- (3) 所持品を失い、また物品を拾ったときは、生徒部に届けること。
- (4) 面会人のあるときはホームルーム担任に連絡

し、許しをえてから応接すること。

- (5) 校具施設はていねいに扱い、もし誤って損傷したときはすぐホームルーム担任を通して関係の係の先生および経営企画室に申し出ること。
- (6) 登下校に自転車を使用するものは、年度の初めに自転車通学届を提出し許可をうけること。ただし、自転車通学は、原則として自宅から学校まで1km以内、7km以上の場合は認められない。

服 装

- (1) 服装は華美にわたらず、清楚端整をむねとする。
- (2) 登下校の際、その他学校行事に参加する場合は、特に指示された場合を除いて、常に制服を着用すること。

- (3) 服装規定（制服の基準）は、以下のとおりとする。

【冬服】

男子・制服は本校指定の濃紺の詰め襟学生服とし、本校所定の高等学校用ボタンを付ける。

- ・上着の左襟には、本校所定の校章を付ける。
- ・上着の下は、白のワイシャツを着用する。
- ・靴下・シャツ・セーター・コート等については、年度初めに配布される細則に従うこと。

女子・制服は本校指定の濃紺ボレロ風上着、スカートおよびリボンとする。

- ・校章バッジを上着の左胸に付ける。
- ・上着の下は、本校指定の角襟白ブラウスを着用する。
- ・靴下・セーター・コート等については、年度初めに配られる細則に従うこと。

【夏服】

男子・制服は本校指定の濃紺スラックス、白ワイシャツ（半袖、長袖両方可）とする。
・ワイシャツのポケットに校章（アイロンプリント式、高校生用）をつける。
・その他の点については、衣替え前までに配布される細則に従うこと。

女子・制服は本校指定の濃紺ベスト、スカートおよびリボンとする。
・校章バッジをベストの左胸に付ける。
・ブラウスは本校指定の角襟白ブラウス（半袖、長袖両方可）とする。
・その他の点については、衣替え前までに配布される細則に従うこと。

(4) 衣替え移行期間についての規定

冬服から夏服および夏服から冬服の衣替えに際し、移行期間を設定する。期間中は、気候の状況により夏服・冬服のいずれも着用できる。移行期間については、以下と、配布される細則を必ず守ること。

① 期間

5月1日から6月10日、9月22日から10月20日

② 移行期間中、冬服の場合は冬服の服装規定を、夏服の場合は夏服の服装規定を守ること。

(5) 男女とも履物は靴とし、校内で使用するものと登下校などに使用するものを区別すること。校内では本校指定の運動靴を使用し、体育館では本校指定の専用のもを用いること。

(6) 以上の規定以外のものを着用する場合は、理由等を記した「異装届」をホームルーム担任に提出し、その許可を受けること。

(7) 頭髮はつねに清潔にし、髪かたちは高校生らしいものとする。染髪は禁止する。

(8) 履物・頭髮についての細部は年度初めに配布される細則に従うこと。

生徒会活動

(1) 部・委員会・ホームルームなどの役員はその任務を積極的に遂行するようにつとめ、その構成員は所属している団体の活動が円滑に行われるよう積極的に努力すること。

なお、それぞれの団体が活動するときは、ホームルーム担任または顧問の先生などによく連絡し指導をうけること。

(2) 他校の生徒会や部などと共同して活動するとき、または他の団体に加盟するときは、かならずホームルーム担任または顧問の先生に届け、生徒部を通して学校長の許可を得ること。

(3) 研究または練習などのために先生以外の人を指導者として依頼するときは、かならず顧問の先生に届け、生徒部を通して学校長の許可を得ること。

(4) ホームルーム、部活動以外で集会をするときは、生徒部に届け出て許可を得ること。

(5) イ. 校内における印刷物、掲示物は生徒会執行部へ届出て次の項目について承認を受けること。

①責任者の明示 ②掲示場所、掲示期間の明示（掲示期間は原則として1週間以内とする）③事実と反しないこと。

ロ. 印刷物並びに掲示物には責任者氏名を明示すること。

ハ. 印刷物、掲示物について問題が起きた場合は

会員の申し出によって、自治委員会が審議をし、当事者はその裁定に従うこと。

つけること。

校外生活

- (1) 家庭の一員として、高校生として、節度ある行動をとること。
- (2) 風紀上好ましくない場所には出入りしないこと。
- (3) 未成年者の飲酒、喫煙などは法律上も禁止されており、体の発育にも有害であるから絶対にしないこと。
- (4) 交通事故には、十分に注意すること。

休業期間の利用

- (1) 夏・冬などの長期にわたる休業期間には生活全般がゆるみがちになるので規律正しく充実した生活を送るようにつとめること。
- (2) 与えられた自由な時間は計画的に有意義に利用すること。
- (3) 休業中、自分および家庭に事故があったときはホームルーム担任を通して学校に連絡すること。緊急の場合はすぐ学校に連絡すること。
- (4) 休業中個人的に登校したときは「登校者名簿」に所要事項を記入し、決められた場所を使用して、下校の際は使用した校具を整頓し、清掃を行い、「登校者名簿」に下校時刻を記入すること。

旅行

- (1) 宿泊を伴う旅行をするときは、保護者の同意をえて「旅行届」によりホームルーム担任を通して生徒部にあらかじめ届け出ておくこと。
- (2) スキー・スケート・水泳・登山などに行くときは、前もって十分準備し、事故をおこさぬよう十分気を